

令和7年8月27日（水）

恵庭市立恵み野中学校

山下 直椰

1. 単元名 第2章 個人を尊重する日本国憲法 2節 憲法が保障する基本的人権

2. 研究とのかかわり

本単元は人間の尊重について、基本的な考え方や日本の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について理解を深めさせたい。また学習を進める中で、人権に対する解釈に絶対はなく、立場や時代によって変わるということを、単元の学習を通して実感させ、今年度の研究主題にもある、「変化の激しい時代」を実感させつつ、今後の社会について関心を持って創造的に関わる生徒を育成していきたい。

本時はコロナ禍で起きた事柄を題材とし、まずは導入段階で変化の激しい時代について実感するとともに、自由権について具体的に認識できるような工夫をした。また、北海道にゆかりがある「小林多喜二」の人生について簡単にまとめた資料をもとに、社会科的な見方考え方を働かせながら、自らが思考判断するような教材の工夫に努めた。中でも、20世紀初頭の北海道開拓期のころの生活や、治安維持法等の社会情勢など、歴史的な背景をもとに考察したり、天皇や警察、一般庶民などそれぞれの立場にたって考え、表現したりできるように資料を用意し、多様な視点から自由権を捉えさせたい。

3. 単元の指導計画

単元を貫く学習課題：すべての人の基本的人権を守るために、大切なことはなんだろう。	
時数	学習課題内容
1	すべての人の共通点はなんだろう。
2・3	平等に向けた活動の結果、平等な社会は実現できたのだろうか。
4（本時）	日本国憲法ではどんな自由が保障されているのだろうか。
5	人間らしい生活とは、どんな生活だろう。
6	より豊かな生活のため、どんな権利が保障されているのだろうか。
7	人権侵害を防ぐために、どんなしくみがあるのだろうか。
8	人権が尊重される社会のために、必要なことはなんだろう。
9	社会の変化によって、どんな人権が必要になるのだろうか。
10	すべての人の基本的人権を守るために、大切なことはなんだろう。（単元のまとめ）

4. 本時の略案

（1）本時の目標

日本国憲法において、具体的にどのような例が精神活動の自由、身体の自由、経済活動の自由に当てはまるのか考察し、判断する。（思考・判断・表現力等）

(2) 本時の評価

①B 基準

自由権にまつわる事例を、精神活動の自由、身体の自由、経済活動の自由の3つに分類している。

(思考・判断・表現)

〈指導の手立て〉

教科書の補助になるような資料を classroom に PDF 形式で掲載し、Chromebook で確認できるようにする。

(3) 本時の展開

過程	生徒の学習活動	教師の指導・支援	評価
導入 7 分	○現代の自由権の事例について、クイズをもとに考える。 ○日本国憲法第十三条と照らし合わせ、日本における自由権について考える。	○自由権について、具体的なイメージを形成させる。 ○日本国憲法第十三条の条文を掲示する。	
課題：日本国憲法ではどんな自由が保障されているのだろう。			
展開 33 分	○資料と教科書をもとに、自由権の種類と内容について確認する。(個人 or ペア活動) ○どのような分類になったのか班で確認する。	○小林多喜二を紹介し、資料に対する関心を高める。 ○①、②の文の分類は全体で確認しながら進め、見通しを持たせる。 ○個人で判断が難しい生徒は、ペア活動や教員が支援を行う。 ○司会者と書記を決め、プレゼンテーションソフトを用いて根拠をもとに話し合わせる。	○評価 場面① ○評価 場面②
終末 10 分	○全体で確認する。 ○まとめを記述し、振り返る。	○要所で重要語句や判断の根拠を確認する。 ○すべてを発表するのではなく、判断に迷った文章についてどのような対話があったのかを発表させる。 ○三つの自由が保障されることで、どんな国だと言えるのかに着目させる。	○評価 場面③

まとめ (例)：日本国憲法では、精神活動の自由、身体の自由、経済活動の自由が保障されており、国民が安心して自由に生活できる環境が整えられている。

5. 授業資料

(1) ワークシート

小林多喜二の人生

①～⑰の文を、精神活動の自由、身体の自由、経済活動の自由、その他に分類してみよう！



①農家の次男として秋田県に生まれる。生活はとても苦しかった。

②4歳のころ、親戚の紹介で小樽のパン工場で働くために移住する。

③パン工場を手伝いつつ、親戚の援助もあり小樽高等商業学校（現小樽商科大学）へ進学する。

④裕福ではないが、小樽へ来てからの日々は多喜二にとって快適なものであった。

⑤しかし、北海道は開拓の真っ最中であり、数多くの肉体労働者が劣悪な環境で働いていた。

⑥多喜二は過去の苦しかった経験から労働環境の劣悪さに共感し、よりよい労働環境を求めるデモに参加する。

⑦その後、作家活動と並行して拓殖銀行に就職する。

⑧銀行員の時に、田口タキという女性と出会い、恋人関係になる。しかし、身分の差に抵抗を感じたタキは多喜二のもとを去ってしまった。

⑨1928年3月15日。全国で反戦を訴える共産主義者が大量に逮捕された、「三一五事件」が起きる。

⑩その際の警察による壮絶な拷問の様子を見た多喜二は、文芸雑誌で拷問の様子を作品内で発表したことで、警察からマークされる。

⑪翌年、代表作である「蟹工船」を発表するが、天皇に関わる記述や劣悪な労働環境を表現する文章が「×××」と伏字にされる。

⑫また、作品内で拓殖銀行を実名で使ったことが名誉棄損に当たるとされ解雇される。

⑬作品は大ヒットしたが、日本の軍国主義を批判したことで天皇への不敬とされ逮捕される。（後日釈放）

⑭その後多喜二は、共産党の密会に出席したことで、警察に逮捕される。

⑮逮捕された次の日、警察によって多喜二は心臓麻痺で死亡と発表される。

⑯しかし、その遺体は無数の内出血で腫れ上がり、足には釘を打たれたかのような傷が十数か所あった。

⑰多喜二の遺体は、病院で解剖されることもなく心臓麻痺として処理され、各新聞社は拷問による殺害を疑ったが真実を報道しなかった。

(2) 授業用スライド

①

Q.コロナ禍において、自由とは？

Level1

外出制限は設けず、マスク着用不要

Level2

できるだけ外出しないよう国民に要請

Level3

外出を禁止し、違反者には罰金

Level4

外出を禁止し、違反者は逮捕

②

Q.コロナ禍において、自由とは？

スウェーデン

外出制限は設けず、マスク着用不要

日本

できるだけ外出しないよう国民に要請

イギリス

外出を禁止し、違反者には罰金

イタリア

外出を禁止し、違反者は逮捕

③

日本国憲法によると…

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する

国民の権利については、公共の福祉に

反しない限り、立法その他の国政の上

で、最大の尊重を必要とする。

④

課題

日本国憲法ではどんな自由が
保障されているのだろう。

⑤

自由権	精神活動の自由	思想・良心の自由	第19条
		信教の自由	第20条
		集会・結社・表現の自由、通信の秘密	第21条
		学問の自由	第23条
	身体の自由	奴隷的拘束及び苦役からの自由	第18条
		法定の手続きによらなければ、逮捕されたり処罰されたりしない自由	第31、33～39条
	経済活動の自由	居住・移転・職業選択の自由	第22条
		財産権の不可侵	第29条

5 自由権の種類

⑥

小林 多喜二

明治～昭和にかけて

活躍した作家

北海道にゆかりがある



⑦

☆やること

教科書やPDFをもとに分類しよう！



○自由権が尊重されている⇒青

○自由権が侵害されている⇒赤

○その他⇒黒 でまとめよう！

⑧

☆話し合いのコツ

「根拠」を伝え合おう！



「教科書のこの部分にのっているから」

「憲法の条文にこう書いてあるから」

⑨

第18条 奴隷的拘束及び苦役からの自由

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない

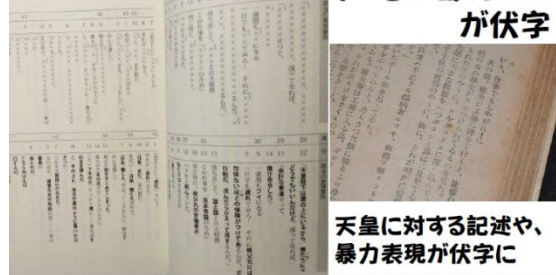
強制労働禁止
(やりたくない仕事や
給料が出ない仕事など)



⑩

第21条 表現の自由

「×」の部分
が伏字



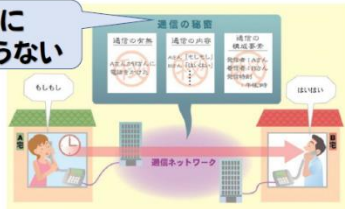
天皇に対する記述や、
暴力表現が伏字に

⑪

第21条 通信の秘密

第3項 通信の秘密は、これを侵してはならない。

企業側は秘密に
しなければならない

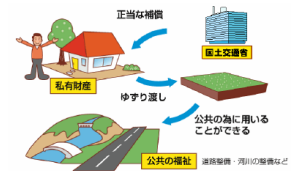


⑫

第29条 財産権

第一項 国民誰もが財産を持つことができ自由に使う
権利を国家が侵すことはできない

第三項 正当な補償があれば私有財産を公共のために
利用できる



⑬

第31条 生命及び自由の保障と科刑の制約

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。



⑭

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
(黙秘権)

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に
長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを
証拠とすることができない。

拷問禁止。
拷問後の証言は
信用しない。



(3) グループ活動用スライド

